

地方制度調査会答申をめぐって(2)

今回の答申は、現行の合併特例法失効後の「第2次合併推進策」の具体案である。次期通常国会で答申をベースにした新法を制定するために、総務省は法案づくりに着手した。

答申では新法は「合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべきである」とする。財政支援というアメに代わって、都道府県が策定する「市町村合併に関する構想」にもとづき、勧告・あっせんで合併を推進する。具体的に(1)生活圏域に対応した行政区域の形成、(2)指定都市や中核市・特例市をめざす、(3)小規模町村、の合併をあげている。

小規模な町村としては、「おおむね人口1万人未満を目安とする」としたが、地理的条件や合併の経緯などへの考慮を求めた。この「1万人未満」は大きな反響を呼んでいるが、11月21日付の自治日報では次のように指摘している。「1万人未満」は法案では明記せず、都道府県が策定する構想に盛り込み、知事の勧告・あっせんで合併を進める基準になるという。答申では、このほか都道府県知事の合併協議会設置の勧告に関連した住民投票の検討なども求めている。

市町村合併に関する多様な方策として、(1)合併後の基礎自治体における地域自治組織制度の活用、(2)合併困難な市町村に対する特別の方策、の2つをあげている。(1)については、合併後の一定期間、法人格をもつ地域自治組織を旧市町村単位に設置できる特例を設ける。これにより「合併後の基礎自治体は、合併前の旧市町村のまとまりも活かした包括的な基礎自治体ともいうべき形態をとることが可能となる」とする。長が公選でないなど限定的な制度にとどまるが、合併推進の力になるのではないか。

(2)については、「広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応する」、「窓口サービスなどその一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある」とする。自治日報は後者の特例的団体の制度の導入が「『合併しない宣言』で第2次合併後に単独での存続を決めている小規模町村への最後通告の機能を果たすことも予想される」としている。

ともかく今回の答申をベースにして、第2次合併法づくりが進められており、事実上の「強制合併」に向かわないか懸念されるところだ。

(12月11日 記)